

大分県と屯田兵

吉田豊治

明治六年（一八七三）、黒田清隆は北辺の防備と開拓を兼ね行う屯田兵の編制を建白、七年屯田兵条例が制定された。そして翌八年に宮城・青森・酒田の三県から一九八戸、男女九六五名が北海道に移住したのを最初とし、明治三十七年（一九〇四）の条例廃止まで及んだ。屯田兵は二〇〇戸から二四〇戸を一兵村として中隊を構成し、二から四兵村を一大隊として、開拓の傍ら訓練に励んだ。

明治十八年（一八八五）二月十四日、大分県令西村亮吉より、「士族ノ輩、北海道移住志願ノ者ハ、本年ヨリ往キ、五ヶ年間ニ於テ徵募シ、屯田兵ニ編制相成候旨、其筋ヨリ達有之候条、志願ノ者ハ来ル三月十五日限り戸籍写（産地ノ記載ヲ要ス）相添、郡役所・村役所ヲ經由当庁へ可届出旨、告示候事」と告示し、同時に次の「屯田兵志願者心得書」を公にした（明治十八年「大分県報」告第二九号）。

屯田兵志願者心得書

一 今般召募スル所ノ屯田兵ハ、各府県士族中志願ノ者、年齢十七年以上三十年以下ニシテ、身体強壯ナル者ヨリ検査ノ上之ヲ採用ス、但、本年一月ヨリ来ル明治二十二年十二月迄ニシテ本文ノ年齢ニ至ルモノトス、

一 屯田兵ハ志願兵ニシテ、其家族ト共ニ北海道札幌県及ビ根室県ニ移住シ、兵役ニ服スル者トス、

一 服役期間ハ予メ其年限ヲ定メス、第七軍管々下諸県ニ全ク徵兵施行ノ時迄トス、故ニ服役者死亡スルカ、其他事故アリテ免

除セサルヲ得サル時、又ハ年齡滿四十年ニ至レハ其子弟ヲシテ兵役ヲ相続セシム、

但、其子弟ナキカ、又ハ幼弱ニシテ未タ服役ニ堪ヘサル者ハ、其成長又ハ養子スルヲ待テ服役セシム、

一 屯田兵給与ノ法ハ、左ノ諸項ニ示ス如シ、

一支度料 二円 十五歳以上一人分 一円 十五歳未滿一人分

一 旅費 日当三三銭 一日十里詰七歳以上一人分 七歳未滿は此半を給す、

一 駄賃 二円六〇銭 一日十里詰一戸馬二匹の割 独身の者は此半を給す、

一 屯田兵入隊時、家宅・家具・夜具・拓地・農具等を支給し、爾後滿三ヶ年被服・食料等總て給助、

但、家宅・家具・農具等の其支給一時に止まるものは、爾後破損紛失等にて修理交換又は新調を要する時、其費用

は總て自弁とする、

一家宅は一戸に一字を給す、然れども独身にして家族なきものには四人に一字を給す、

但、給助年限中妻を娶るものには、其節別に一字を給す、

一家具は現品を以て左の如く支給す、

一 鍋大中小 各一個 一 椀一組椀三個宛 三組 一 手桶一荷

一 小桶 一具 一 櫓桶 一荷

一夜具は、現品を以て左の如く支給す、

一 四布・三布各一枚宛 一五歳以上の者一人分 一 四布一枚 一五歳未滿の者一人分、但七歳未滿は支給せず、

一 拓地は一戸に一万坪迄を支給し、服役中は勿論免役の後尚は十ヶ年間は除租とす、

一 農具は現品を以て左の如く支給す、

一 鍬大小各一挺 一 砥荒砥 各一個 一 山刀一挺 一 鍬一挺

一 播 一 挺 一 鋸 一 挺 一 鎌 柴刈各二柄 一 筵十枚

一 被服は其服役者にのみ服役中定制の衣袴夏冬各一具宛を支給し、家族には一切之を給せず、

一 食料は飯料及塩菜料の二種に分ち、給助年間家族の人員に応じ左の割合を以て支給す、

一 米七合五勺 一五歳以上の者一人一日分飯料 一 米五合 一五歳未満七歳迄同上、一 米三合七歳未満同上

一 金五〇銭一五歳以上の者一人一ヶ月分一五日前後を区別す 塩菜料 一金三七銭五厘一五未満七歳迄同上

一 金二五銭七歳未満同上、但給助期間中妻を娶るか、或は出産するときは、其当口より妻又は夫又は父の給助年

限中本文の米金額を給す、又之に反して家族の内分籍別居するか、又は官民を論せず他より俸給を受くる者には、当日より扶助米金を給せず、

一 屯田兵服役中疾病に罹り、自宅療養三〇日以上に及ぶ者には薬価を給し、又医官の診断により入院せしむる者には入院料を給す、但給助年限中は服役者は勿論、家族の者疾病あれば医薬を給し、死する者には左の割合を以て埋葬料を給す、

一 一三円 服役者埋葬料 一 七円五〇銭 家族七歳以上の者同上、一 金三円二五銭 同七歳未満の者同上

一 屯田兵給助満期の後、守備勤務又は演習行軍等の如き公務に服する時は、左の割合を以て日給及び其他を支給す、

一 日給 陸軍給与概則により、出発の日数に乗じて之を給す、

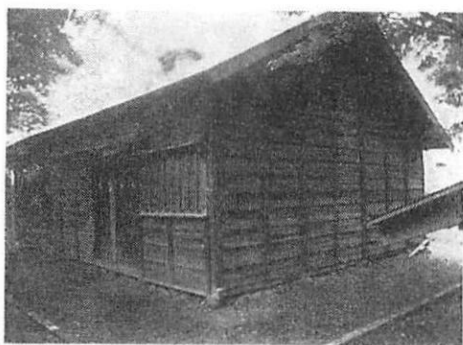
一 賄 一時の出務は一賄、一日は三賄、一昼夜は四賄とす、

一 草鞋 三里外の行軍は一日二足、其他は一足とす、

一 草鞋掛 三日に一足とす、

大分県において屯田兵の募集が、どのように行われたかについては統計が見当たらないが、明治二十九年（一八九六）に大分県より「今般第二第三第六師管ヨリ屯田兵五百戸召募ノ儀告示相成候条々云々」と示されている（明治二十九年「大分県報」告第七四号）。第二師管は仙台、第三は名古屋で、本県は熊本の第六師管に属するので、本県だけの数は不明である。

大分県関係の屯田兵村



琴似屯田兵屋（現札幌市 琴似神社境内）

ここで本県からの応募者が、どのようにして北海道に移住したかを知る史料が大分県立大分図書館に保存されているので紹介したい。明治二十五年（一八九二）八月三十一日付で属の末富五郎から大分県知事岩崎十二郎に提出した「屯田兵村現況視

察復命書』である。なお最近出版された伊藤広「屯田兵物語」（北海道教育社 昭和五十九年）に「県別屯田兵入植者名簿」が資料として載せられている。この中の大分県関係を見ると、次のような兵村に入植している。

- 新琴似兵村一九名（明治二十一年）、美唄兵村五名（明治二十五年）、二名（明治二十七年）、高志内兵村二名（明治二十五年）、旭川下兵村二名（明治二十五年）、茶志内兵村六名（明治二十五年）、一人名（明治二十七年）、旭川上兵村二〇名（明治二十五年）、旭川二〇名（明治二十五年）、北江部乙兵村三名（明治二十七年）、江部乙兵村三名（明治二十七年）、四名（明治二十七年）、端野兵村一名（明治三十

一年)、野付牛兵村一名(明治三十一年)、南上湧別兵村名一名(明治三十一年)、

復命書

屯田兵村現況視察トシテ、同司令部出張被命、七月廿七日大分港発、八月一日小樽港着、翌二日ヨリ札幌及上川地方ヲ巡回シ、同十二日視察ヲ終へ、同十三日帰郷ノ途ニ就キ、同廿一日帰序ス、其景況ハ別紙ノ通ニ候間、此段及復命候也、

明治廿五年八月三十一日

属 末富五郎

大分県知事 岩崎小二郎殿

七月廿七日 (大分港)

正午郵船会社汽船高砂丸入港ス、是ヨリ先キ命アリ、本年本県ニ於テ応募ノ屯田兵悉ク旅装ヲ整へ同港ニ集ル、本船ノ入ルヤ本県兵事主任者召募官三輪中尉ヲ本船ニ訪フ、途ニシテ同官ノ上陸ニ会シ、相携へテ上陸ス、午後第一時荷物ヲ本船ニ移シ、而シテ后チ移住者ヲシテ乗船セシム、時ニ同五時四十五分ナリ、同第六時岩崎本県知事、季家同参事官ナラビニ兵事主任者一同移住者ヲ本船ニ訪問シ、併セテ送別ノ辞ヲ述ヘラル、皆ナ感泣禁スル能ワサリシト云フ、同第十時本船ハ馬関ヲ向テ出帆シタリ、海上静穏、因ニ言フ、本船ハ東京・埼玉・富山・滋賀ノ一府三県及京都府一部ノ移住者三百五十有余ノ荷客ヲ積載シ、之ニ本県移住者三百四十人ヲ合スレバ殆ンド七百人ノ荷客ヲ積載シタリト云フ、

七月廿八日 (馬関)

船室ノ熱サニ堪ヘス、皆甲板上ニ出テ相談、樂快談時ノ移ルヲ知ラズ、晝暁馬関ニ達ス、其速キニ一驚ヲ喫シタリ、同港ニ於テ石炭及水ヲ積ミ、同第十一時拔錨、六連島ニ向フヤ西風稍強ク船体動揺ス、加之ナラス朝来降雨止マズ、船客ヲシテ甲板上ニ逍遙セシムルヲ得ス、為メニ多少ノ患者ヲ生シタリト云、我県移住者ニ在テハ未タ一人ノ患者ヲ見ズ、

七月廿九日 (宮津港)

雨ハレ浪静ナルヲ以テ乗客ヲシテ悉ク入浴セシム、蓋シ船員ノ注意ニ出ツルナリ、此日午前第五時三十分遙ニ隠岐国ヲ左舷水天髯髯ノ間ニ認め、午後第一時三十分丹後国宮津港ニ着ス、港ハ深ク陸地ニ入り、三面山ヲ負フノ港湾ニシテ、水深ク大船巨舶ノ出入ニ便ナリト云フ、京都府ノ一部乃チ丹波・丹後二ヶ国移住者三百七十余人ヲ乗船セシメ、同夜港内ニ繫泊ス、繫泊中本県宇佐郡ヨリノ移住者田口梅次郎一女ヲ挙ク、名ヲ本船頭字ニ取り「たか」ト命セリ、乗組一同応分ノ金円ヲ抛出シ、以テ祝意ヲ表セリ、

七月三十日 (航海中)

午前第四時宮津港出帆、同九時越前国敦賀沖合ニ到ルヤ、天候穏カナラス、須臾ニシテ風伯雨師相共ニ其虐威ヲ逞フシ船客ヲ苦マシム、午後第六時能登国能登岬ヲ右舷船首ニ認め、同第十一時寢室ニ入ル、此時船体動揺益々強シ、

七月三十一日 (航海中)

船体ノ動揺少シク其度ヲ減セリ、而シテ太陽光輝ヲ蜜雲ノ間ニ放ツ、相顧ミテ其無事ヲ祝ス、午後渡後二州ノ諸山ヲ右方十数里ノ間ニ望ミ、奥尻島ニ達スル頃日既ニ没シテ復タ陸地ヲ見ルヲ得ス、此日同シク乗客ヲシテ入浴セシメ、茶菓ヲ饗セリ、

八月一日 (小樽港)

午前第三時二十分一大市街ヲ船首ニ見ル、即チ小樽港ナリ、同第四時小樽港着、直チニ上陸シ各々設ケノ旅宿ニ投セシム、同第九時各旅宿ヲ歴訪ス、一人ノ患者ヲ見ス、小樽港ハ後志国北部中央ニ在リテ、三面高原ヲ負ヒ、一面海ニ臨ミ、海底甚タ深ク、天然ノ良港ナリ、繫泊船舶帆樑林立其幾千百ナルヲ知ラス、市街ハ山ニ拠リ、海ニ瀕シ、最モ眺望ニ佳ナリ、而シテ汽船ノ便、汽車ノ利一トシテ備ハラサルハナシ、午後移住戸主ヲ召集シ入舎番号ノ抽籤ヲ行ヒ、且ツ当港出発ノ日取ヲ定ム、我県下ヨリ移住スルモノハ、第一日乃チ上陸翌日半數ヲ、他ノ半數ヲ第二日ト二組ニ分レ、移住地ニ着スル事トナレリ、

八月二日 (札幌)

本日出発スベキ我県ノ半數ハ、午前第四時住吉停車場ニ集合シ、同第五時発車シタリ、而シテ此列車ハ屯田兵ノ外乗車スルヲ得

ス、卑官等ハ止ヲ得ス暫ク移住者ト相分レ、同第十一時二十分発ノ列車ニ投シ、午後第一時札幌着、此道程二十三哩、札幌ハ北海全道ノ首府ニシテ道庁アリ、屯田兵司令部アリ、其他大小ノ官衙・銀行・諸会社・病院及種々ノ学校等アリテ、其繁盛言フベカラズ、今其景況一斑ヲ挙レバ、

一市街ノ位置ハ北緯四十三度三分、東経百四十一度廿三分、即チ北海道石狩国札幌郡ノ北部ニ在リ、其周囲ハ概ネ田畑及果木園ニテ、唯タ北方ノ一部樹林鬱蒼タル処アレトモ、他ハ皆ナ肥沃ノ既成開墾地ナリ、

一市街ノ区画ハ大通（路幅六十間）ト創成川（札幌市街設計ノ始メ掘割リタルモノニシテ南北ニ流ル）トヲ以テ、東西南北ノ四割ニ区分シ、更ニ其区ヲ幾条幾丁ニ分ヲ以テ東何条何丁ト称ヘリ、是ヲ以テ街衢ノ端正路幅広大、其井然タル事甚目ニ彷彿タリ、而シテ輪奐タル大廈高樓櫺比雲際ニ聳ヘ、人ヲシテ眩目セシムルモノアリ、戸数七千内外ニシテ人口三万以上ト云フ、一氣候ハ寒烈ナリ、嚴冬積雪ノ候ハ華氏寒暖計〇、二三ノ四ニ及フ事アリト云フ、然レトモ夏期熾炎ノ候、乃チ卑官札幌ニ在リシトキハ正午ノ前後各々一二時間ハ九十度以上ニ昇リシ事アリ、然レトモ日西ニ傾キ暮色蒼然タルノトキニ至レバ、涼風肌ニ徹シ、浴衣ニアラサレバ凄キ程ナリシ、

一人情ハ新開国ノ常トシテ、人ノ出入多キヲ以テ、一般ニ輕薄ノ傾キアル如ク見受ケタリ、

一札幌ハ物価賃金トモ他（北海道）ニ比スレバ幾分安価ナリト云フ、然レトモ之ヲ内地ニ比スレバ高貴ナリ、左ニ一二ノ物価及賃金ヲ記載スベシ、

一白米（一石）七円貳拾錢、一鳥肉（一斤）參拾錢内外、一牛肉（一斤）貳拾錢、一酒（大阪酒）一升五拾錢以下三拾錢以上、一斬髮料八錢以上拾五錢以下、一髮剃七八錢内外、一大工一日四拾五錢、一石工六拾錢、一下男（一ヶ月）參円五拾錢以上、一下女（一ヶ月）壹円五拾錢以上、

八月三日（同上）

手前道庁ニ出頭シ水産課員ニ面会ヲ求メ得スシテ帰ル、帰路白仁參事官ヲ其官邸ニ訪ヒ、同官ノ紹介ヲ得テ伊藤水産課長ニ共

進会場ニ面会シ、其意見ヲ叩キ、伊藤課長ト分レ、共進会事務室ニ至リ特別縦覧券ヲ得テ、第一室ヨリ第三室ニテ縦覧ヲ終リ旅宿ニ帰ル、其出品ノ種類及員數ハ別紙ノ如シ、出品中縦覧者注意ヲ惹キタルハ、道庁出品諸種ノ統計表ナリ、就中立方形ノ木材ヲ以テ其積ノ大小ニテ統計ヲ示シタル如キハ、道庁ノ注意到レリト謂フ可シ、其他海陸ノ物産ハ種質及性質ヲ内地ト異ニスルモノ多キヲ以テ、其品質ノ良否及ヒ其進歩ノ程度ハ素人等ノ識別スル処ニアラズ、故ニ漫ニ妄評ヲ試ミズ、

八月四日 (音江法華)

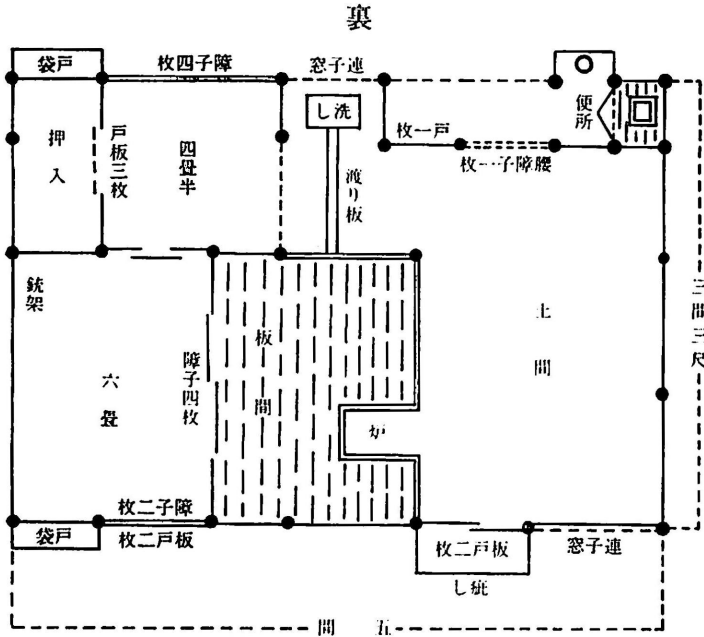
本夜後発ノ移住者ニ音江法華ニ会シ、明日先発者ト共ニ旭川兵村ニ入ラントシ、午前第八時発ノ列車ニ投シ、野幌江別ヲ過キ岩見沢ニ至リ、此地ニ於テ空知線ニ移リ、峰延・美唄・奈井・江砂川ノ諸駅ヲ経、空知太ニ達ス、空知太ヨリ馬車ニテ音江法華ニ着シ、移住者ト相会シ、同夜此地ニ宿泊ス、此行程汽車五十哩、馬車陸路七里ナリ、音江法華ハ新開ノ宿駅ニシテ、戸數十二戸アリ、

八月五日 (旭川村)

昨夜音江法華ニ宿泊シタル移住者ハ、今朝先発者ノ発足セシ忠別駅ニ宿泊シ、明日ヲ以テ兵村ニ着スルノ予定ナリ、午前第四時出發シタリ、移住者ノ後方ニ馬車ヲ徐行セシメ、以テ患者ノ乗用ニ供セリ、移住者出發後同第七時馬車ヲ鞭チテ行ク行ク數丁ニシテ馬蹄少シク仰ク、須臾ニシテ其頂ニ達ス、之ヲ三國峠トス、峠ハ甚タ高カラズト雖トモ、以テ四方ヲ眺ムニ足ル、札幌ヨリ此地ニ至ル密林ノ間ヲ潜行スルモノ殆ント三拾余里、今此眺望ヲ得愉快言フ可カラズ、蹄ヲ停メテ之ヲ眺メハ、樹林蒼鬱只タ其涯ナキヲ見ノミ、峠ヲ下リ石狩川ニ沿ヒ、神居古潭ノ丘陵山径ヲ行ク事六里ニシテ忠別村ニ達ス、此間地勢漸ク狭、小忠別村ニ至リ地勢再ビ広大之ヲ上川原野トス、忠別村ハ御料地ノ北方ニ在テ旭川兵村ニ属スル市街地トス、目下戸數僅ニ二百ヲ出テスト雖トモ、暮年ナラズシテ一大都會ヲ現出スベシ、

上川郡ハ石狩國ノ東北ヲ占、幾ント金道ノ中央ニ位シ、四境皆山ヲ繞ラシ、唯タ其西隅僅ニ欠テ石狩川ヲ通ス、其東ハ「ラプタテシケ」山脈ヲ以テ十勝國ト界ヲ分チ、南ハ「エホロカンベツ」ノ一溪流ヲ以テ空知郡ト相對シ、西一帶ハ「イノウ」及「ウ

屯田兵屋ノ図



表

(建築費年百十八圓七十五錢乃至百五十圓二十二錢五厘)

ブ」連山ニシテ北ニ「ピップ」及「ヨサラベツ」ノ水源諸山ヲ以テ天塩ト境界ヲナス、其中央平坦ノ地ハ、即チ謂フ所ノ上川原野ナリ、石狩川ハ其北部ヲ流レ、東北ニ向ヒ、大小ノ支川二十余混リ、之ヲ涵養ス、其土質ハ概ネ肥沃ニシテ、乾湿ノ度粗ニ順適豊草及樹林ヲ以テ之ヲ掩フ、水性率ネ善良ナレバ農桑牧畜ノ諸業ニ適スト聞ク、而シテ耕耘適地ノ面積ハ無慮五千八百九十四万余坪ナリト云フ、

本郡ハ札幌ヲ距ル川路凡ソ六拾里、陸地凡ソ三十五里トス、而シテ道路ハ以テ四通スルニ足ル、之ニ神居古潭ノ開鑿ヲ遂ケ、舟楫ヲ通スルヲ得ハ、其便利ハ言フ可カラサルモノアラン、

氣候ハ北海全道最寒國ニシテ、寒烈ノ候ハ華氏寒暖計〇、三〇ニ至ル事屢アリト云フ、又夏期熾炎ノ候乃チ八月頃ハ、炎熱モ亦タ最モ甚シ、日中平年九十度以上ナル事多シ、之ヲ要スルニ寒暑共最モ激烈ノ地ナリトス、

午後忠別ヲ発シ旭川村ニ至ル、此里程二里余、

本村ハ北見國網走ニ通スル国道ニ沿フ兵村ニシテ、本年移住スヘキノ地ナリ、村落ハ国道ヲ中央トシ、直角ニ數条ノ道路ヲ開キ、其兩側凡ソ拾四五間ヲ隔テ、各三拾間毎ニ齋頭ニ兵屋ヲ建築シ、以テ相對セシム、

本村ノ地種ハ樹林地ニシテ、地味ハ最モ肥沃ナリ、其植物ハ榊(ヤブモ)(シキミ)・楓(イヌヤ)(カエデ)・榆(アトモ)(ニレ)・赤楊(イナシキ)(アカヤナギ)

・槐(エノジコヒキカウ)・辛夷・ドスナラ等ニシテ、下草ハ箬(チヤ)最モ多ク、雜草之ニ交ユ、其大ナル樹木ハ目通丈余ニ至ルモノアリ、其小ナルモノト雖モ尺余を下ラサル可シ、又下草ハ最モ高ク、最モ蜜ナリ、其高サ五六尺ヨリ一丈ノ間ニ在リ、其間多クノ虻ヲ生ス、移

住者ノ困難想フ可シ、然レドモ地味ハ最モ肥沃ナルヲ以テ、開墾既成ノ曉ニ至レハ、安樂ナル生計ヲナシ得可シ、

此地ニ着スルトキ、アタカモ先發移住者草ヲ排シテ兵屋ニ入ルノ時ナリシ、着後本県移住者ハサキニ賜フ所ノ鎌ヲ取り、下草ヲ刈除シ、以テ徐々トシテ家屋ニ往來スルヲ得タルハ、知事閣下ノ賜ナリト其恩ヲ謝スル事厚シ、本村ニ宿泊スヘキ家屋ナキヲ以テ、氷山村ニ至リ第三大隊將校集會所ニ宿泊ス、集會所ハ目下旅館ノ設ナキヲ以テ、本地々方巡遊者ノ使ヲ謀リ宿舍ヲ供スト云フ、以テ同隊將校巡遊者ヲ待ツノ厚キヲ知ル可シ、和田大隊長並ニ安東大尉ヲ其官邸ニ訪ヒ、晚餐ノ饗應ヲ受ケテ歸ル、

八月六日 (永山村)

永山村ハ旭川村ノ隣村ニシテ、昨年始メテ移住シタル兵村ナリ、戸數四百戸、方二里余ニ跨ル村落ニシテ、其開墾ノ進捗スル全道其比ヲ見ス、目下既ニ開墾反別ハ一千町歩ニ上レリト云フ、乃チ一戸平均二町五反歩ノ割合ナリ、午前飛鳥井少尉横山下副官ノ案内ニテ各兵舎・學校・事業場及耕作物ノ模様ヲ見、午後安東大尉ト共ニ旭川村ニ至リ、歸途馬耕々作ノ模様ヲ見ル、

一兵村ハ北見國湧別ニ通スル道路ニ沿ヒ、其兩側ニ兵屋ヲ建築スル等旭川村ニ同シ、唯タ内部ノ整頓シアルハ異ナリトス、

一地味ハ概シテ肥沃ナルカ如シト雖ドモ、往々乾燥度ニ過クル処アルヲ見ル、總テノ耕作物ハ善ク其土ニ適シ殊ニ小麦及馬鈴薯大根等ノ根塊物ハ發育ノ美ナル以テ、其收穫ノ多寡ヲトスベシ、本年收穫後交通未タ充分ナラサルヲ以テ、其販路ニ窮スト云フ、

一小学校ハ四ヶ所アリ、教員ハ師範學校卒業生若クハ適當ノモノヲ聘用シ、以テ兒童ヲ教育セリ、目下ハ総テ簡易科ノ学制ヲ

採レリ、

一事業場モ四ヶ所アリ、之ヲ実業教師ヲ雇用シ、其村落ニ適應スル諸種ノ事業ヲ教授セリ、本村ハ現ニ製糸ヲ教授ス、
一旭川村ニ至ル、後発ノ移住者既ニ到着シ、各兵屋ニ入りシ后ナリシ、第三第四中隊（本村隊号）本部ニテ各將校ニ面会シ、
各兵舎ヲ巡回シ、其模様ヲ見ル、既ニ開墾ニ従事スルモノアリ、而シテ本県移住者最モ多シ、

一馬耕々作器械ハ一頭・二頭・三頭、若クハ一頭五分、二頭五分ト其大小ニ依リ馬数ニ増減アリ、今日撃シタルモノハ三頭牽
ニシテ、御者乃チ農夫ハ其器械上ニ据付タル椅子ニ躡シ之ヲ使用ス、其快速ナルニ喫驚シタリ、土地既ニ覆ル、之へ続クニ
同ク器械ヲ以テ地面ヲ平均シ、地面平均ナリシハ又之ニ続イテ散蒔器ヲ以テ散蒔スル等、人手ヲ煩サズ耕耘ヲ終ル、而シテ
一日五六反ヲ耕シ得ルト云フ、午後第七時和田大隊長晩餐ノ饗応アリ、

八月七日（空知太着）

本村及旭川村ノ視察既ニ終ルヲ以テ、札幌ニ帰ラントシ、午前第六時旅宿ヲ出テ旭川村ニ到リ、移住戸主ヲ中隊ノ本部ニ集メ
告別シ、同第十一時十五分忠別村ニ着、途ニシテ虻ノ襲撃ヲ受ク、大ニ困難ヲ極メタリ、午後馬車ニテ同八時二十分空知太ニ
帰着、旅宿ニ投ス、会々愛姫・香川兩県ノ移住者此地ニ宿泊スルニ遭フ、同夜雨甚シ、

八月八日（札幌及琴似村）

午前札幌ニ帰着、午后琴似村宇新琴似兵村ヲ見ル、本村ハ札幌ヲ距ル一里余ニシテ、去ル二十一年本県ヨリ移住シタルノ村落
ナリ、田圃大ニ開ケ、耕作ノ業頗ル盛ナリ、本村モ亦タ移住当時ハ樹林翁鬱、下草繁茂ノ大原野ナリシト、其初メ移住者ハ伐
木及耘耕ノ業ニ慣レズ、大艱難ヲ極メタリト云フ、今ハヤヤ安楽ノ生計ヲナセリ、我県ヨリ移住シタルモノノ既成開墾反別及
昨年中收穫シタル收穫高ヲ各人別ニ掲クレハ左表ノ如シ、

給与地	墾成作付反別	未墾反別	収入金高	姓名
町	三、三三二〇	一、六三〇〇	町 二二二、三〇〇	衣川長三郎
町	一、七〇一〇		町 二二二、三〇〇	

〃	一、五八〇〇	一、七五一〇	一七四、一五〇	大江吉次郎
〃	三、三三一〇	〇	一五二、四五〇	田中竹次郎
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	八六、一〇〇	下川 貞喜
〃	一、四三一〇	一、九〇〇〇	一三二、七〇〇	吉川貞一郎
〃	一、四〇〇〇	一、九三一〇	二〇四、五〇〇	大木銀太郎
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	一四七、八五〇	山下珧太郎
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	一〇五、九〇〇	唐原 源市
〃	一、八〇〇〇	一、五三一〇	一〇一、〇〇〇	衣川彦次郎
〃	二、〇〇〇〇	一、三三一〇	一五五、六〇〇	山崎 格治
〃	一、五〇〇〇	一、八三一〇	五九、五〇〇	末広旧太郎
〃	一、九八一〇	一、三五一〇	一三九、四五〇	陳野芳三郎
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	六〇、三〇〇	石川 蔵喜
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	九九、〇〇〇	木村盾太郎
〃	二、〇〇〇〇	一、三三一〇	二〇九、〇〇〇	中山 武雄
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	一二四、三〇〇	松本 熊雄
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	九〇、〇〇〇	山本 次夫
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	七四、〇〇〇	杉山 多守
〃	一、三三一〇	二、〇〇〇〇	二二二、四〇〇	飯田 三平

右ハ既成開墾反別ヨリ収入高乃チ屯田兵中隊本部ノ調査ニ係ルモノナレハ、其他薪及炭等ノ売却高尙ホ多シト云フ、本村ニハ

織物及素麵ヲ製セリ、織物ハ博多織ト略ホ同様ナレトモ、利益薄ク、到底發達ノ見込ナシ、素麵ハ之ニ反シ后来大ニ見込アリ、其品質ノ美ナル内地産ヲ凌駕スル数等ナリ、是レ原料小麦ノ善良ナルニ依ルカ、

八月九日 (札幌)

正午札幌旅宿ニ帰着、

八月十日 (札幌)

屯田兵司令部へ出頭シ、長官及家村大佐ニ面接シ、午后共進会ヲ覽ル、

八月十一日 (同上)

午前小島陸軍屬誘道ニテ、製糸・製糖ノ三会社及農学校付属第一農園ヲ見、転シテ博物館ヲ縦覽シ、午后第三時帰宿ス、

八月十二日 (山鼻村)

午前山鼻村屯田兵村ヲ見ル、本村ハ札幌ヲ距ル里余ニシテ、屯田兵村ノ鼻祖ナリ、明治八年及同九年ニ移住シタリト云フ、其ノ田園ノ觀ルベキモノ多ク、且ツ其家宅ノ如キハ繞ラスニ生籬ヲ以テスル等、内地士族ノ邸宅ニ異ラズ、而シテ邸内多クノ林檎ヲ栽培シ、一家団樂安楽ノ生計ヲセリ、

八月十三日 (鷺別村)

帰途胆振國鷺別屯田兵村見ント、午前一番列車ニテ岩見沢ニ出テ、岩見沢ヨリ室蘭線ニ移リ、追分駅ヲ過キ、胆振國ニ入ルヤ、地勢頓ニ変シ、丘陵所々に起伏シ、土質亦タ砂土トナル、車窓ヨリ鷺別兵村ヲ眺ム、村ハ湿地中ニアリテ作物發育分ナラス、間々芦ノ為メニ庄セラルモノアリ、此ヲ以テカヲ農事ニ用ユル、稍々薄シト云フ、午后第四時室蘭ニ着ス、此里程八十三哩、同七時汽船矢越丸ニテ函館ニ向フ、海上静ナリ、

八月十四日 (函館)

午前第六時函館ニ着、海上七十九海里、同三十分上陸、旅宿ニ投ス、函館市街ハ別冊略図ノ如シ、戸數一万二千、人口三万六

千アリト云フ、其繁盛ハ以テ大阪ニ比スベシ、午後第十二時郵船会社田子浦ニテ青森ニ向ヒ出帆ス、

自八月十五日至八月廿日 (途中)

午前第七時青森着、同第十時四十分列車ニテ同地発、盛岡・仙台・東京・静岡・名古屋・京都ヲ経、廿日午前大阪着、同日午
后第三時第三字和島丸ニテ大阪川口出帆、

八月廿一日 (帰庁)

午後第九時大分港着、同第十時大分町帰着ス、

(双国高等学校長

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(一)

豊前国六六ヶ村の村名・村高・領主名を記した豊前国高帳の外、宇佐郡下麻生村・宇佐村・元重組・田口組・下毛郡今津組・宮園村・中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会